

徳島県指定希少野生生物の指定について

これまでに指定された種

動植物	種名 (指定年月日)	区分	県版レッドリスト	参考:国レッドリスト	画像
動物	アカウミガメ (平成19年9月7日)	は虫類	絶滅危惧 I B	絶滅危惧 I B	
	オヤニラミ (平成19年9月7日)	魚類	絶滅危惧 I A	絶滅危惧 I B	
	スナヤツメ (平成19年9月7日)	"	絶滅危惧 I A	絶滅危惧 II 類	
	クチキレムシオイ (平成19年9月7日)	無脊椎動物	絶滅危惧 I A	絶滅危惧 I 類	
	キリシマイワヘゴ (平成19年9月7日)	維管束植物	絶滅危惧 I A	絶滅危惧 I A	
	ジンリョウユリ (平成19年9月7日)	"	絶滅危惧 I A	絶滅危惧 I B	
	レンゲショウマ (平成19年9月7日)	絶滅危惧 I A	分類なし	野生絶滅 (EW)	
	キレンゲショウマ (平成19年9月7日)	"	絶滅危惧 I A	絶滅危惧 II 類	
	スズカケソウ (平成20年9月7日)	"	絶滅危惧 I A	絶滅危惧 I A	
	タカネバラ (平成22年9月4日)	"	絶滅危惧 I A	分類なし	
植物	チヨウジソウ (平成22年9月4日)	維管束植物	絶滅危惧 I A	準絶滅危惧種	
	キバナノセツコク (平成22年9月4日)	"	絶滅危惧 I A	絶滅危惧 I B	
	アワムヨウラン (平成22年9月4日)	"	絶滅危惧 I A	絶滅危惧 I A	
	オオクグ (平成24年3月30日)	"	絶滅危惧 I 類	準絶滅危惧種	
				留意 (D)	

種の保存法に基づき指定された「国内希少野生動植物」については、既に種の保存法に基づき捕獲等の規制がかけられているため、重複指定による混乱を避けるため、県条例に基づく「指定希少野生生物」の対象としない。

県版レッドリストカテゴリー

絶滅 (EX)

大

リスク

小

○徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例 <抜粋>

平成十八年三月三十日
徳島県条例第十八号

(定義)

第二条 この条例において「希少野生生物」とは、県内に生息し、又は生育する野生生物の種(亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)又は地域個体群(地域的に孤立した個体群をいう。)であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 その存続に支障を來す程度にその個体の数が少ないもの
 - 二 その個体の数が減少しつつあるもの
 - 三 その個体の生息地又は生育地が消滅しつつあるもの
 - 四 その個体の生息又は生育の環境が悪化しつつあるもの
 - 五 前各号に掲げるもののほか、その存続に支障を來す事情のあるもの
- 2 この条例において「指定希少野生生物」とは、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号。以下「法」という。)第四条第三項の国内希少野生動植物種(以下「国内希少野生動植物種」という。)及び法第五条第一項の緊急指定種を除く希少野生生物のうち、第九条第一項の規定により知事が指定するものをいう。

(指定希少野生生物の指定)

第九条 知事は、希少野生生物のうち特に保護を図る必要があると認めるものを、指定希少野生生物として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、指定の案を告示しなければならない。
- 4 前項の規定による告示があったときは、利害関係人は、その告示の日から起算して十四日を経過する日までの間に、知事に指定の案についての意見書を提出することができる。
- 5 知事は、指定の案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 6 知事は、指定をするときは、その旨を告示しなければならない。
- 7 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 8 知事は、指定希少野生生物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 9 第二項から第七項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第七項中「前項の規定による告示」とあるのは、「第九項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。

(県内に住所を有する者等からの提案)

第十条 県内に住所を有する者及び県内に事務所又は事業所を有する法人は、規則で定めるところにより、理由を付して前条第一項の規定による指定及び同条第八項の規定による指定の解除の提案をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定の提案があった場合において、その提案に係る野生生物が、希少野生生物であって、特に保護を図る必要があると認めるときは、前条第一項の規定による指定を行うものとする。
- 3 知事は、第一項の規定による指定の解除の提案があった場合において、その提案に係る指定希少野生生物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるときは、前条第八項の規定による指定の解除を行わなければならない。
- 4 知事は、第一項の規定による提案があった場合において、第二項に規定する指定又は前項に規定する指定の解除を行う必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした者に対し通知するものとする。
- 5 知事は、第一項の規定による提案に係る第二項に規定する指定又は第三項に規定する指定の解除を行う必要があるか否かの判断を行うに当たって、必要があると認めるときは、野生生物に関する専門的な知識を有する者又は機関の意見を聴くことができる。

第二節 個体の捕獲等の禁止

(捕獲等の禁止)

第十三条 指定希少野生生物の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 第十五条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- 二 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合
- 三 指定希少野生生物の保護に支障を及ぼすおそれのない区域として、知事が告示で定める区域内において捕獲等をする場合

(所持等の禁止)

第十四条 前条の規定に違反して捕獲等をされた指定希少野生生物の個体等は、所持、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りをしてはならない。

○徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則

平成十九年三月二十九日
徳島県規則第一号

(指定希少野生生物の指定等の案の告示)

第三条 条例第九条第三項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による指定又は指定の解除の案の告示は、次に掲げる事項を、徳島県報(以下「県報」という。)に登載して行うものとする。

- 一 指定又は指定の解除をしようとする希少野生生物の種名
- 二 指定又は指定の解除をしようとする理由
- 三 希少野生生物のうち地域個体群にあっては、指定又は指定の解除をしようとする区域

(指定希少野生生物指定等提案書)

第五条 条例第十条第一項の規定による提案(次項において「提案」という。)は、指定希少野生生物指定等提案書(様式第一号)により行うものとする。

- 2 前項の提案書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 提案をしようとする者が、個人の場合にあっては県内に住所を有することを証する書類、法人の場合にあっては定款又は寄附行為の写し、登記事項証明書及びその役員の氏名を記載した書類
 - 二 提案をしようとする種の生息又は生育の状況及び分布状況等の科学的知見を示す書類
 - 三 知事が必要と認める場合にあっては、条例第七条第二項第二号の指定希少野生生物の選定に関する基本的な事項において定める当該選定の基準を満たし、又は満たさないことを証する書類

○徳島県希少野生生物保護基本方針

第2 指定希少野生生物の選定に関する基本的な事項

1 指定希少野生生物の選定方針

指定希少野生生物については、本県における生息における生息又は生育の状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）又は地域個体群（地域的に孤立した個体群をいう。）で、次のいずれかに該当するものを選定するものとする

- (1) その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情があるもの
- (2) その個体の生息地又は生育地が著しく消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情があるもの
- (3) その個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあることにより、その存続に支障を来す事情があるもの
- (4) 過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情があるもの
- (5) 外来種による捕食、生態的競争等の影響により、その存続に支障を来す事情があるものの
- (6) 二次的自然の遷移の影響により、その存続に支障を来す事情があるもの
- (7) 他種からの食害等の影響により、その存続に支障を来す事情があるもの

2 選定に当たっての留意事項

指定希少野生生物の選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 外来種及び従来から本県にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと
- (2) 個体又は群体として識別が容易な大きさを有しているものであって、かつ、一般的に種としての識別が可能な形態的特徴等を有しているものであること
- (3) 原則として、徳島県版レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類又は絶滅危惧Ⅱ類に属するものであること
- (4) わが国における主要な生息地又は生育地が県内に存し、本県におけるその種の絶滅又は衰退がわが国におけるその種の絶滅又は衰退となる等、本県の自然環境の特性を象徴するようなものを優先的に選定すること
- (5) 生息地又は生育地の保護回復活動が現に行われている、又は期待できるものであること
- (6) 社会的価値、文化的価値又は県民の要請が高いものであること
- (7) 他法令により既に個体の保護がなされているものについては、希少野生生物保護区の指定又は回復事業の実施の必要性が高いものであること

指定希少野生生物の選定に当たっては、分布状況や生息・生育のための環境条件等の科学的知見に基づき行うものとする。

3 指定希少野生生物に関する提案

希少野生生物の効果的な保護のためには、県及び市町村等並びに県民、事業者及び民間団体の幅広い主体の協働が欠かせない指定希少野生生物の指定は、基本的に県が主体的に行っていくものであるが、併せて、県内に住所を有する者又は県内に事務所若しくは事業所を有する法人からの適切な提案についてはそれを積極的に取り入れ、本県の生物多様性の保全に生かすよう努めるものとする。

なお、提案に当たっては、徳島県希少野生生物の保護に関する条例（平成18年徳島県条例第18号。以下「条例」という。）の趣旨及び条例基本方針の内容について、十分な理解のもと、提案するものとする。